

970927国際資料研究所訳：
第32回 ICA円卓会議決議（案）
エジンバラ、1997年9月24-27日

- 技術の発展により、情報生産とデータ通信が世界規模のネットワークを可能としたこと；
- 民主化のプロセスは、公共機関が作成した記録へのアクセス要求の増大をもたらし、また個人のプライバシーの権利保護の必要性が発生したこと；
- 法令は、アーカイブのアクセスの範囲と性格を決めるにあたり、決定的な影響力を有するものであり、これは我々の専門分野のカギとなる機能であること；

以上3点にかんがみ、

第32回ICA円卓会議は

1. 国連システムの国際機関は当該機関のアーカイブの閲覧を可能とすべき計画や実務を世界の記憶プロジェクトの中心企画の一つとして実施すべきであること；
 2. 各国の文書保存法の立案・改定が行われる場合は、とくに一条を設けて、アーカイブの保存を保障すべき旨を包含させるべきこと、それなしにはアーカイブへのアクセスはまったく不可能である；
- という考え方を支持するものであり、

3. アーカイブのアクセスに対するヨーロッパ標準方針勧告案が、欧州議会で採択されること；
4. ヨーロッパ圏内では上記勧告案に記された基本理念がICA円卓会議メンバーに承認されること；
5. ヨーロッパ圏内では、この基本理念を各地域支部がそれぞれの状況において採択する方向で検討すること；
6. ユーザーのニーズとサービスの標準レベルに関するアクセス方針を紹介すること；
7. アーキビストの基礎教育や継続教育に法令に関する知識を包含させ、すべてのアーキビストが法令の枠組みについて最新情報を得られるようにすること；
8. 今後のICA円卓会議のテーマの中に、著作権および知的所有権に関する問題を含めること；

9. 政府機能が民営化された場合、政府の記憶が直接影響を被ることがないように、文書館界は適切な行動をとること；

の各項目に対する希望を表明するものであり、

10. 旧体制下のセキュリティ業務関連記録の管理を巡るユネスコレポートを進めるため、民主化のプロセスにおけるこれら各国の取扱いに注意を要する記録の閲覧を巡り、法律専門家と協力して研究を行うこと；

11. IFLAおよびICOMとの協力の下で、文書館、図書館、博物館における破壊行為と盗難にかんする国際的な調査を行うこと；
- をICAに対し勧告する；

最後に、第32回ICA円卓会議はスコットランド公文書館長、パトリック・カデル氏とそのスタッフによる、見事な準備とあたたかい心遣いに深甚の謝意を表するものである。